







十 十  
イ 一  
発

ロ

十 十  
三 二

十 四

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 価 発  
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 札 格 行 行  
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 価  
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行 争 格 日

初 期 利 子

平 成 二 十 八 年 三 月 二 十 二 日  
す る 。  
平 成 二 十 八 年 三 月 二 十 二 日  
額 上 の 金 額 百 円 に つ き 百 円 八 十 銭  
以 上 の 金 額 百 円 に つ き 百 円 八 十 銭  
額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 八 十 銭

年 ○ ・ 八 パ ー セ ン ト  
募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者 は 、  
払 込 金 額 に 加 え 、 第 二 十 号 に 規  
り 算 出 し た 金 額 を 第 二 十 号 に 規  
定 す る 期 日 に 払 い 込 む も の と す  
る 。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.8 \times 2}{100 \times 365}$$

平 成 二 十 八 年 九 月 二 十 日 を 支 払  
期 と し 、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し  
た 金 額 を 支 払 う 。 た だ し 、 支 払  
期 が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き  
は 、 そ の 翌 営 業 日 に 支 払 う ( 以  
下 、 次 号 及 び 第 十 六 号 に お い て  
規 定 す る 期 日 に つ い て 同 じ ) 。  
$$\frac{\text{額面金額} \times 0.8 \times 1}{100 \times 2}$$

|              |               |      |             |                |                |
|--------------|---------------|------|-------------|----------------|----------------|
| 二十           | 十九            | 十八   | 十七          | 十六             | 十五             |
| 払込期日         | 者入札参加         | 払場所  | 元利金支        | 償還金額           | 償還期限           |
| 平成二十八年三月二十二日 | 財務大臣から通知を受けた者 | 日本銀行 | 額面金額百円につき百円 | 平成五十八年三月二十日    | る利息を支払う。       |
|              |               |      |             | いて、その日以前六月間に属す | 日を支払期とし、各支払期にお |
|              |               |      |             |                | 毎年三月二十日及び九月二十  |